

湖北地域消防本部
伊香消防署庁舎整備事業設計業務委託仕様書

湖北地域消防本部

I 総則

本設計業務は、平成 31 年国土交通省告示第 98 号による業務とし、本仕様書及び国土交通省大臣官房官庁営繕部制定「公共建築設計業務委託共通仕様書」（令和 6 年改定）に基づき、また伊香消防署の庁舎整備基本計画（令和 8 年 5 月改正、以下「基本計画」という。）の内容を熟知のうえ、建築士法による建築士の業務によって全責任をもって基本設計及び実施設計ならびに解体設計を行うこと。

II 業務概要

1. 委託業務の名称：令和 8 年度 湖北消組委第 6 号

湖北地域消防本部伊香消防署庁舎整備事業設計業務委託

2. 計画施設概要

本業務の対象となる伊香消防署の概要は次のとおりとする。

- 敷地の場所 : 長浜市木之本町大音
- 施設の用途 : 消防事務所
- 業務の区分 : 新築設計（建築、電気、機械の分離発注を見込む）
- 敷地面積 : 約 12,000 m²
- 区域区分 : 長浜北部都市計画区域（非線引き区域）
- 用途地域 : 指定なし（特定用途制限地域：幹線道路沿道指定地区 A 型）
- 建ぺい率 : 70% 容積率 : 300%
- 防火地域 : 指定なし

3. 設計と条件

(1) 施設の条件

a. 棟別名称	伊香消防署
b. 工事種別	新築
c. 延べ面積	1,900 m ²
d. 主要構造	S造 耐震構造
e. 階数	地上 2 階建
f. 耐震安全性の分類	
1) 構造体	I 類
2) 建築非構造部材	A 類
3) 建築設備	甲 類

※耐震安全性の分類は、官庁施設の総合耐震・対津波計画基準（平成 25 年 3 月 29 日付け国営計第 126 号、国営整第 198 号、国営設第 135 号）による。

(2) 建設の条件

a. 棟別名称	伊香消防署
b. 概算工事費 (消費税込み)	総額 約 18 億円程度 ※庁舎建設及びこれに付帯する外構等工事及び解体工事を含む
c. 建設解体予定工期	R9, 12～R11, 9 (建設) R11, 10～R12, 3 (解体)
d. 工事の発注形態	分離発注方式 (建築・電気設備・機械設備)
e. 解体施設	旧伊香消防署 旧余呉出張所

※ 解体施設の詳細については、別添「旧消防施設解体設計委託仕様書」による。

(3) 設計概要

- ・ 施設の基本計画及び別添「諸室面積表」に基づき、施設ごとに建築、電気設備、機械設備、その他全般的な計画を行うこと。
- ・ 建築物配置イメージ、ゾーニングイメージについても基本計画を参考に計画すること。
- ・ 建築物の解体から敷地の整地までの計画を行うこと。

(4) その他配慮事項

- ・ 通信指令設備 (消防指令設備機能)・消防救急デジタル無線設備については、本部通信指令課等と協議し必要な設備を検討すること。
- ・ 再生可能エネルギー等を活用として、太陽光発電システム設置について検討すること。
- ・ 外皮性能、省エネ、創エネの視点で、本施設に見合った導入設備について検討すること。
- ・ 設備機器、配管等について、竣工後の機器入替等の工事が消防署業務に影響しないようレイアウト検討すること。
- ・ その他必要な設備については、総務課と協議すること。
- ・ 消防車両の出入りについては前面道路から行うことを想定し、関係機関と十分調整を行い緊急車両が出動しやすいように計画をすること。
- ・ トイレについては、障害者、LGBT等への配慮をしたユニバーサルデザインとすること。
- ・ 新築建物は米原消防署と同規模、同程度とすること。
- ・ 工事期間中も既存建物を使用するため、出動体制を継続維持できるよう計画的な解体及び既存建物部分改修プランを検討すること。
- ・ 基本設計及び実施設計並びに解体設計の設計者は、工事監理者等への設計意図伝達に応じること。

(5) 設計と条件の資料

- ・ 敷地測量図
- ・ 敷地造成計画図
- ・ 旧伊香消防署の当初及び増築物の設計図 (製本)
- ・ 旧余呉出張所の設計図 (製本)
- ・ 米原消防署の設計図 (製本)、竣工図 (製本)

(6) 設計委託期間

契約締結日の翌日から令和9年6月30日まで。

ただし基本設計は令和8年12月15日まで、工事費の算出は令和9年5月31日までとする。

III 業務仕様

1. 設計業務の種類

(1) 基本設計

- ア 建築（総合）基本設計に関する業務
- イ 建築（構造）基本設計に関する業務
- ウ 電気設備基本設計に関する業務
- エ 機械設備（昇降機含む）基本設計に関する業務
- オ 外構基本設計に関する業務

(2) 実施設計

- ア 建築（総合）実施設計に関する業務
- イ 建築（構造）実施設計に関する業務
- ウ 電気設備実施設計に関する業務
- エ 機械設備（昇降機含む）実施設計に関する業務
- オ 外構実施設計に関する業務

(3) 解体設計

解体工事の設計に関する業務

2. 設計業務の内容及び範囲

(1) 事前調査等

業務に先立ち現地調査等を行ない、現況を十分に把握しその結果を発注者に文書で報告すること。

ア 地質調査

敷地標準貫入試験（Φ66mm 30m×3か所）及び液状化判定試験を行うこと。また調査結果報告書に取りまとめ報告すること。

イ 敷地測量

現況測量は原則として不要とするが、造成計画図（別途発注）を確認して、本委託の設計業務に反映させること。

ウ 既存建物調査

解体工事に必要な既存建物や周辺状況の調査を実施すること。またアスベストに係る事前調査を関係法令により適切に行うこと。※別添「旧消防施設解体設計委託仕様書」による。

エ 電波障害調査

机上調査にて調査計画書を作成し、現地調査を行うこと。

(2) 基本設計

ア 設計条件等の整理

(i) 条件整理

各施設の基本計画に基づき、諸室機能及び耐震性能や設備機能の水準など様々な要求その他の諸条件を設計条件として整理する。

(ii) 設計条件の変更等の場合の協議

発注者から提示される要求の内容が不明確若しくは不適切な場合又は内容に相互矛盾がある場合若しくは整理した設計条件に変更がある場合において、発注者に説明を求め又は発注者と協議する。

イ 法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ

(i) 法令上の諸条件の調査

基本設計に必要な範囲で、建築物の建築に関する法令及び条例上の制約条件を調査する。

(ii) 建築確認申請等に係る関係機関との打合せ

基本設計に必要な範囲で、建築確認申請等を行なうために必要な事項について関係機関と事前に打合せを行う。

ウ 上下水道、ガス、電力、通信等の供給状況の調査及び関係機関との打合せ

各施設の基本設計に必要な範囲で、敷地に対する上下水道、ガス、電力、通信等の供給状況等を調査し、必要に応じて関係機関との打合せを行う。

エ 基本設計方針の策定

基本設計方針を策定する。

(i) 総合検討

設計条件に基づき、基本設計を取りまとめていく考え方を総合的に検討し、その上で業務体制、業務工程等を立案し、設計業務実施計画書を作成する。

(ii) 建設敷地の前提条件の整理

基本計画で選定された敷地について、法規制、敷地面積、形状、敷地内附属棟、接道条件等の前提条件を整理する。

(iii) 庁舎の整備方針及び必要性、機能の検討

次の項目について、その整備方針及び必要機能を検討、整理する。

- ・防災拠点機能
- ・常備消防機能
- ・防災学習機能
- ・構造及び耐震機能
- ・災害救助・訓練活動支援機能
- ・窓口機能
- ・ユニバーサルデザイン
- ・セキュリティ機能
- ・環境にやさしいエネルギーの導入
- ・ライフサイクルコストの低減
- ・設備の更新計画
- ・滋賀県産木材の利用

- ・その他必要な事項
- (iv) 庁舎等の規模の設定

各施設の基本計画及び諸室面積表等に基づき、各執務室や必要な機能及び面積規模を設定する。
- (v) 計画案の作成
 - ・高さ、外観等の景観面の検討及び日影規制、騒音、電波障害等の環境面の検討を踏まえ、建設地における庁舎、駐車場等の配置計画を作成する。
 - ・条件整理、機能検討等を踏まえ、階構成、ゾーニング等を計画し、各階計画を作成する。
 - ・各計画については、複数案を用意し、基本設計方針策定の経緯を明確にする。
- (vi) 概算事業費の算定
 - a. イニシャルコストの算定

上記の建物配置計画に基づき、本体工事及びこれに付帯する外構工事、既存建物の解体工事など全体の概算事業費を算定する。また、構造種別、基礎方式、設備システム等における比較検討も行う。
 - b. ランニングコストの算定

運用費、保全費、更新費、一般管理費等の概算費用を算定する。
- (vii) 事業スケジュールの検討

竣工までの事業スケジュールを検討し、「誰がいつまでに検討するか。」「いつ、何を決めるか。」などのマイルストーンを明示する。
- (viii) 基本設計方針の策定及び発注者への説明

総合検討の結果を踏まえ、基本設計方針を策定し、発注者に対して説明する。
- オ 基本設計図書の作成

基本設計方針に基づき、発注者との協議の上、基本設計図書を作成する。
- カ 概算工事費の検討

基本設計の中間地点及び基本設計図書の作成が完成した時点において、当該基本設計図書に基づく工事に通常要する費用を積算し、工事費概算書（工事費内訳明細書、数量調書等を除く、以下同じ。）を作成する。なお、基本設計図書の作成が完了した時点においては、年次割額も算出する。
- キ 基本設計内容の発注者への説明等

基本設計を行っている間、発注者に対して作業内容や進捗状況を報告し、必要な事項について発注者の意向を確認する。また、基本設計図書の作成が完了した時点において、基本設計図書を発注者に提出し、発注者に対して設計意図（当該設計に係る受注者の考えをいう。以下同じ。）及び基本設計内容の総合的な説明を行う。

(3) 実施設計

ア 要求等の確認

(i) 発注者の要求等の確認

実施設計期間中、発注者の要求等を再確認し、必要に応じて設計条件の修正を行う。

(ii) 設計条件の変更等の場合の協議

基本設計以降の状況等の変化によって、施設の機能、規模、予算など基本的条件に大幅な変化が生じる場合又はすでに設定した設計条件を大幅に変更する必要がある場合においては、発注者と協議する。

イ 法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ

(i) 法令上の諸条件の調査

建築物の建築に関する法令及び条例等の制約条件について、基本設計の内容に即した詳細な調査を行う。

(ii) 建築確認申請等に係る関係機関との打合せ

実施設計に必要な範囲で、建築確認申請、構造計算適合性判定申請、省エネ適合性判定申請等を行なうために必要な事項について関係機関と事前に打合せを行う。

ウ 実施設計方針の策定

(i) 総合検討

基本設計に基づき、意匠、構造、設備及び外構の各要素について検討し、必要に応じて業務体制、業務工程等を変更する。

(ii) 実施設計のための基本事項の確定

基本設計の段階以降に検討された事項のうち、発注者と協議して合意に達しておく必要のあるもの及び検討作業の結果、基本設計の内容に修正を加える必要があるものを整理し、実施設計のための基本事項を確定する。

(iii) 実施設計方針の策定及び発注者への説明等

総合検討の結果及び確定された基本事項を踏まえ、実施設計方針を策定し、発注者に対し説明する。

エ 実施設計図書を作成

(i) 実施設計図書の作成

実施設計方針に基づき、発注者と協議の上、技術的な検討、予算との整合の検討等を行い、実施設計図書を作成する。なお、実施設計図書においては、工事施工者が施工すべき建築物及びその仕様、工事材料、細部の形状、寸法、設備機器等の種別、品質及び特に指定する必要がある施工に関する情報（工法、工事管理の方法、施工管理の方法等）を具体的に表現する。

(ii) 建築確認申請等図書の作成

関係機関との事前の打合せ等を踏まえ、実施設計に基づき、必要な建築確認申請等図書を作成する。

オ 工事費の検討

実施設計図書の作成が完了した時点において、当該実施設計図書に基づく工事に通常要する費用を算出し、工事費内訳明細書を作成する。

なお、実施設計の中間地点において、基本設計完了時の工事費概算書の更新を行う。

カ 実施設計内容の発注者への説明等

実施設計を行っている間、発注者に対して作業内容や進捗状況を報告し、必要な事項について発注者の意向を確認する。また、実施設計図書の作成が完了した時点において実施設計図書を発注者に提出し、発注者に対して設計意図及び実施設計内容の総合的な説明を行う。

(4) 執務環境検討・提案

各施設の建設に際し、来庁者、消防職員にとって快適で機能的なオフィス環境を創出し、より

一層の住民サービスと事務の効率化、機能的で効率的な消防活動の向上につなげることを目的とし、事務室のレイアウト、窓口・休眠室・待機室・車庫等の配置の最適化を目標に各個別要件について検討・提案を行う。

ア レイアウト方針の作成

- (i) 現況調査の分析に基づく課題や改善策の提示
- (ii) 各施設におけるレイアウト要件の整理及びエリア別のレイアウト方針の作成
- (iii) レイアウト方針に基づく基本レイアウト図面の作成

イ サイン計画

わかりやすく誘導性の高いサイン計画の立案・作成

ウ 備品類の整備計画の作成

事務室等に配置する什器については、既存什器を活用しつつも、勤務形態（隔日勤務等）を考慮した低コストで効率的な購入を目標に検討・提案を行う。

- (i) 新規備品類の購入計画概要の作成
- (ii) 新規備品類購入費用内訳書の作成
- (iii) 新規備品類の発注仕様書案の作成

(5) 本業務に含まれるその他の業務

ア 工事費の積算実施設計図書の作成が完了した時点において、当該実施設計書図書に基づく工事に通常要する費用を積算し、次の資料を作成する。また、業務に際しては、建築積算資格者の活用を図ること。

- (i) 積算数量算出書
- (ii) 単価作成資料
- (iii) 見積徴収（3者見積りを原則とする）
- (iv) 見積検討資料
- (v) 工事費内訳書

イ 概算工事工程表の作成

ウ 確認申請等手続（手数料の納付は含まない。）

エ 関係法令等に基づく各種申請手続（手数料の納付は含まない。）

オ 建築物のエネルギー消費性能向上に関する計算書の作成及び申請手続き

カ 長期保全計画書の作成（ライフサイクルコストがわかるもの）

キ 透視図の作成

ク 会議等の運営支援

ケ 電波障害の調査及び報告書の作成

コ エネルギー使用量予測表の作成

サ 議会や市民等に向けての説明、広報を行う場合の資料作成及び説明支援

シ その他本業務に必要な業務については、発注者と受注者が協議の上定めるものとする。

3. 業務の実施

(1) 一般事項

ア 基本設計業務は、提示された設計と条件及び適用基準に基づき行う。

- イ 実施設計業務は、提示された設計と条件、基本設計図書及び適用基準に基づき行う。
- ウ 積算業務は、担当職員の承諾を受けた実施設計図書及び適用基準に基づき行う。
- エ 担当職員の指示により「設計説明書」に必要事項を記入の上、関連する資料とともに担当職員に提出する。
- オ 受注者は、基本設計業務の成果を基本設計図書等にまとめ、発注者の承諾を得た上で次の実施設計に移るものとする。
- カ 受注者は、業務の実施に当たっては、関係法令等を遵守すること。
- キ 受注者は、業務の実施に当たっては、発注者と協議を行い、その意図や目的を十分理解した上で適切な人員配置のもとで進めること。
- ク 受注者は、業務の進捗に関して、発注者に対して定期的な報告を行うこと。
- ケ 受注者は、自社の社員の中から管理技術者を選任し、発注者に報告すること。
- コ 業務の実施に関し疑義が生じた場合には、速やかに発注者と協議を行い、指示を仰ぐこと。
- サ 業務上知り得た情報は、漏らしてはならない。特に、設計内訳書については、慎重に取扱うこと。
- シ 業務期間中を通して目標予算の確認を常に意識し、発注者の要求に対してはVE・CDを検討し提案を行うこと。

(2) 業務計画書の提出

ア 受注者は、契約締結後14日以内に業務計画書を作成の上、発注者に提出し承認を得ること。

イ 業務計画書には、次の事項を記載すること。（任意様式）

- (i) 検討業務内容
- (ii) 業務遂行方針
- (iii) 業務詳細工程
- (iv) 業務実施体制及び組織図
- (v) 管理技術者、各主任及び担当技術者の一覧表及び経歴書

※ 管理技術者及び各主任技術者の配置及び要件等については入札公告による。

- (vi) 協力者がある場合は、協力者の概要及びその技術者の一覧表
- (vii) 業務フローチャート
- (viii) 打合せ計画（業務詳細工程に併記可）
- (ix) その他発注者が必要とする事項

ウ イに定める事項の記載内容に追加又は変更が生じた場合には、速やかに発注者に文書で提出し、承認を得ること。

(3) 打合せ及び議事録

業務を適正かつ円滑に実施するため、発注者と受注者は打合せを行い、業務方針の確認、条件等の疑義を正すものとし、その内容については、受注者がその都度記録し、発注者の確認を得ること。

(4) 引渡し前における成果品の仕様等

ア 仕様書に規定がある場合又は担当職員が指示し、受注者がこれに承諾した場合は、履行期間途中においても、成果品の全部又は一部を使用することができる。

イ 引渡し前における成果品の全部又は一部の引渡しを求めた場合には、部分引渡承諾書を提出するものとする。

(5) 検査

ア 業務が完了した時は、業務完了通知書により通知するとともに、成果品を提出し発注者の検査を受けること。

イ 業務完了期限前であっても、発注者が予め成果品の提出期限を指定した場合には、その指定する期限までにその時点における成果品を提出し、検査を受けること。

(6) 適用基準等

本委託業務の実施に当たって、建築基準法その他関係法令及びその他これに基づく条例規則等（下記参照）の規定のほか、特記なき場合は国土交通省大臣官房官庁営繕部が制定又は監修したものによるものとする。なおこれらの基準等は最新版を適用する。

ア 共通

- ・官庁施設の基本的性能基準
- ・官庁施設の基本的性能に関する技術基準
- ・官庁施設の総合耐震・対津波計画基準
- ・官庁施設の環境保全基準
- ・官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準
- ・公共建築工事積算基準
- ・公共建築工事標準単価積算基準
- ・建築物解体工事共通仕様書
- ・高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準
- ・官庁施設の環境保全性に関する基準（グリーン庁舎基準）
- ・滋賀県「だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例」

イ 建築

- ・建築設計基準
- ・建築構造設計基準
- ・構内舗装・排水設計基準
- ・建築工事標準詳細図
- ・公共建築工事標準仕様書（建築工事編）
- ・建築物解体工事共通仕様書
- ・敷地調査共通仕様書
- ・建築工事設計図書作成基準
- ・緊急消防援助隊広域活動拠点の標準モデル

ウ 建築積算

- ・公共建築数量積算基準
- ・公共建築工事内訳書標準書式（建築工事編）
- ・公共建築工事見積標準書式（建築工事編）

エ 設備

- ・ 建築設備計画基準
- ・ 建築設備設計基準
- ・ 雨水利用・排水再利用設備計画基準
- ・ 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）
- ・ 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）
- ・ 公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）
- ・ 公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）
- ・ 建築設備工事設計図書作成基準
- ・ 建築設備耐震設計・施工指針
- ・ 建築設備設計計算書作成の手引き

オ 設備積算

- ・ 公共建築設備数量積算基準
- ・ 公共建築工事内訳書標準書式（設備工事編）
- ・ 公共建築工事見積標準書式（設備工事編）

(7) 成果品の提出及び場所

ア 提出場所：湖北地域消防本部 総務課

イ 提出期限：基本設計 令和8年（2026年）12月15日（水）
実施設計 令和9年（2027年）6月30日（水）

4. 成果品

成果品は分離発注を見込み設計成果品（図面・設計書等）を取りまとめること。

(1) 基本設計 納品リスト

成果品名	提出部数
業務計画書 ・ 検討業務内容、業務遂行方針、業務詳細工程、業務実施体制 他	1部
基本設計方針説明書（A4ファイル綴じ） ・ 設計条件・設計方針 ・ 現地調査概要 （敷地形状及び既存建物等の配置状況、隣接道路・工事進入路状況、インフラ整備状況、敷地内進入経路・仮設物設置可能敷地、敷地内の工事支障物等の記録、写真） ・ 基本計画概要 ・ 関係法令等への対応 ・ 建築に対する考え方 （ゾーニング、動線計画、諸室計画、仕上計画、外構計画、バリアフリー・ユニバーサルデザインへの取組、県産材使用方針、景観上	6部

<p>の配慮、防災計画、日影図、机上電波障害予想図等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 構造に対する考え方 (耐久性の考え方、上部構造・基礎構造の各検討、地質概要等) ・ 設備に対する考え方 (省エネ対策、冷暖房の対応、給水計画、便所計画、浄化槽検討等) ・ 各種検討書 (イニシャルコストとランニングコスト、メンテナンス、環境配慮等) 	
<p>基本設計概要書 (A3両面 1枚)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 基本設計方針、基本設計図の概要版 	10部
<p>基本設計図 (製本 A3縮小 二つ折り)</p> <p>a. 建築 (総合)</p> <ul style="list-style-type: none"> 計画説明書 仕様概要書 仕上概要書 面積表及び求積図 敷地案内図 配置図 平面図 (各階) 断面図 立面図 (各面) <p>b. 建築 (構造)</p> <ul style="list-style-type: none"> 構造計画説明書 構造設計概要書 <p>c. 電気設備</p> <ul style="list-style-type: none"> 電気設備計画説明書 電気設備設計概要書 幹線ルート比較検討書 (分電盤等取付位置含む。) プロット図 (電灯設備、コンセント設備、弱電設備) 電気設備計算書 <ul style="list-style-type: none"> ・ 負荷容量集計表 ・ 電圧降下計算書 ・ 力率改善用コンデンサ容量計算書 ・ 照度計算書 (照度分布図共) <p>d. 機械設備</p> <p>ア. 給排水衛生設備</p> <ul style="list-style-type: none"> 給排水衛生設備基本設計図書 給排水衛生設備計画説明書 給排水衛生設備計画概要書 	6部

<p>インフラ現況図 システム比較検討資料 系統図 主配管平面図 主要機器配置図 各種計算書、各種技術資料</p> <p>イ. 空調換気設備基本設計図書 空調換気設備計画説明書 空調換気設備設計概要書 システム比較検討資料 系統図 主配管・ダクト平面図 主要機器配置図 各種計算書、各種技術資料</p>	
工事費概算書 (A4ファイル綴じ)	3部
完成予想図 外観2面 (A3)	3部
資料 (A4ファイル綴じ) 各種技術資料 各記録書	各2部
その他 (A4ファイル綴じ) ・担当職員が指示したもの	必要部数

(2) 実施設計 納品リスト

成果品名	概要	提出部数
実施設計図 (実施設計図面リスト)	製本 A1 二つ折り	3部
	製本 A3縮小 二つ折り	6部
実施設計概要書	A3両面 1枚 基本設計概要書からの更新	10部
積算図書	積算数量算出書 (単価表、代価表含む。)	各1部 (EXCEL データとも)
	見積書比較表 (参考見積書 原則3部を含む。)	
	単価作成表、代価表	
	工事費内訳書 (金入り)	

概略工事工程表		1部
計算書	構造計算書	各1部
	設備設計計算書	
各種申請書, 届出書	建築確認申請図書	1部
	建築確認申請関連図書 (建築確認申請提出に伴う各条例及び指導要綱)	1部
	省エネ性能確保計画図書	1部
	都市計画法に基づく申請図書 (60条証明等)	1部
	その他関係法令等に基づく申請図書、届出等	1部
法規調査報告書		1部
完成予想図 (透視図)	鳥瞰1面及び外観2面 (カラー・A3アルミ額縁入り)	1部
協議記録、打合せ記録	(関係官公署 他)	1部
各種資料	新規備品類の購入計画概要 購入費用内訳書 新規備品類の発注仕様書案	各1部
調査結果報告書	地質調査	各2部
	既存建物アスベスト調査	
	電波障害調査	
	その他必要な調査	
図面データ	CADデータ (DWG、JWWとも) PDFデータ形式	各1部
電子データ	成果品のデータを収納したCD-R又はDVD-R	1部

実施設計図面リスト

図面の種類		図面名
a. 建築（総合）設計図		1) 表紙 2) 図面目録 3) 特記仕様書 4) 工事区分表 5) 附近見取図 6) 配置図 7) 敷地求積図 8) 面積表 9) 仕上表 10) 平面図（各階） 11) 立面図（各面） 12) 断面図 13) 矩計図 14) 平面詳細図（各階） 15) 展開図 16) 天井伏図（各階） 17) 建具表 18) 部分詳細図（断面含む） 19) 外構図 20) 日影図 21) 総合仮設計画図
b. 建築（構造）設計図		1) 構造特記仕様書 2) 構造基準図 3) ボーリング柱状図 4) 基礎・基礎伏図 5) 伏図（各階） 6) 軸組図 7) 部材断面表 8) 基礎配筋図 9) 各部配筋図 10) 鉄骨詳細図 11) 各部詳細図
c. 設備設計図	電気設備	1) 表紙・図面目録 2) 特記仕様書 3) 工事区分表 4) 附近見取図 5) 配置図

		<ul style="list-style-type: none"> 6) 受変電設備図 7) 自家発電設備図 8) 幹線設備図 9) 動力設備図 10) 電灯設備図 11) 避雷設備図 12) 拡声設備図 13) 電気時計設備図 14) インターホン設備図 15) トイレ呼出設備図 16) テレビ共同受信設備図 17) 電話・電話用配管設備図 18) 情報・情報用配管設備図 19) 火災報知設備図 20) 防火・防煙・排煙設備図 21) 非常警報設備図 22) 警備用配管設備図 23) I T V設備図 24) 電気全定設備図 25) 消防指令設備図 26) 中央監視制御設備図 27) 防災無線設備図
	<p>機械設備</p> <p>・給排水衛生設備</p>	<ul style="list-style-type: none"> 1) 表紙・図面目録 2) 特記仕様書 3) メーカーリスト 4) 工事区分表 5) 附近見取図 6) 配置図 7) 機器表・器具図 8) 系統図 9) 衛生器具設備図 10) 給水設備図 11) 排水設備図 12) 給湯設備図 13) 消火設備図 14) 厨房機器設備図 15) ガス設備図 16) 消雪設備図 17) さく井設備図 18) 屋外設備図

	・空気調和換気設備	19) 機器表 20) 系統図 21) 空気調和設備図 22) 換気設備図 23) 排煙設備図 24) 自動制御設備図 25) 屋外設備図
	昇降機	1) 仕様書 2) 平面図 (各階) 3) 昇降機設備図 (詳細図) 4) 搬送機設備図

(3)解体設計 納品リスト

成果品名	概要	提出部数
解体設計図 (解体設計図面リスト)	製本 A1 二つ折り	3部
	製本 A3縮小 二つ折り	6部
積算図書	積算数量算出書 (単価表、代価表含む。)	各1部 (EXCEL データとも)
	見積書比較表 (参考見積書 原則3部を含む。)	
	単価作成表、代価表	
	工事費内訳書 (金入り・金抜き) ※	
概略工事工程表		1部
協議記録、打合せ記録	(関係官公署 他)	1部
調査結果報告書	既存建物調査報告書	各2部
	石綿含有建材の調査報告書 (原本) (分析結果を含む)	
	その他必要な調査報告書	
図面データ	CADデータ (DWG、JWWとも) PDFデータ形式	各1部
電子データ	成果品のデータを収納したCD -R又はDVD-R	1部

※本業務の成果品納入後、解体工事発注時において適用すべき最新の積算基準及び単価に基づき、積算図書を再作成すること。これに係る費用は本業務に含むものとする。

解体設計図面リスト

図面の種類	図面名
a. 解体設計図	1) 仕様書 2) 配置図 3) 平面図 (各階) 4) 敷地外構図 5) 参考図 (既存図面複写可)

(4) 納品等諸事項 (基本設計・実施設計・解体設計とも)

- ア すべての成果物は、設計図を除き原則としてA4版のファイル (表紙と背表紙にタイトル付) にて提出するものとする。
- イ 設計図は、A1サイズ横、A3サイズ横、左綴じ製本とする。
- ウ 図面 (CADデータ) については、原則としてDWG及びJWWファイル形式とする。その他のファイル形式とする場合は、担当職員の承諾を得ること。また、PDFデータの用紙サイズはA1サイズを原則とする。
- エ 電子データ等の提出については、CD-R又はDVD-Rに件名を表示して1部提出すること。内容は「官庁営繕事業に係る電子納品ガイドライン (営繕業務編)」「建築設計業務等電子納品要領」に基づき、事前に担当職員と協議すること。

(5) 成果品の取扱いについて

提出されたCADデータについては、当該施設に係る工事の請負業者に貸与し、当該工事における施工図の作成、当該施設の完成図の作成及び完成後の維持管理に使用することがある。

(6) 写真の著作権等について

受注者は写真の撮影を再委託する場合は、次の事項を条件とすること。

- ア 写真は、発注者が行う事務の広報に無償で使用することができる。この場合において、著作権者名を表示しないことができる。
- イ 次に掲げる行為をしてはならない。(ただし、あらかじめ発注者の承諾を受けた場合はこの限りではない。)
 - (ア) 写真を公表すること。
 - (イ) 写真を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡すること。